

DMP（デジタルマーケットプレイス）による調達について

令和8年4月9日 デジタル庁

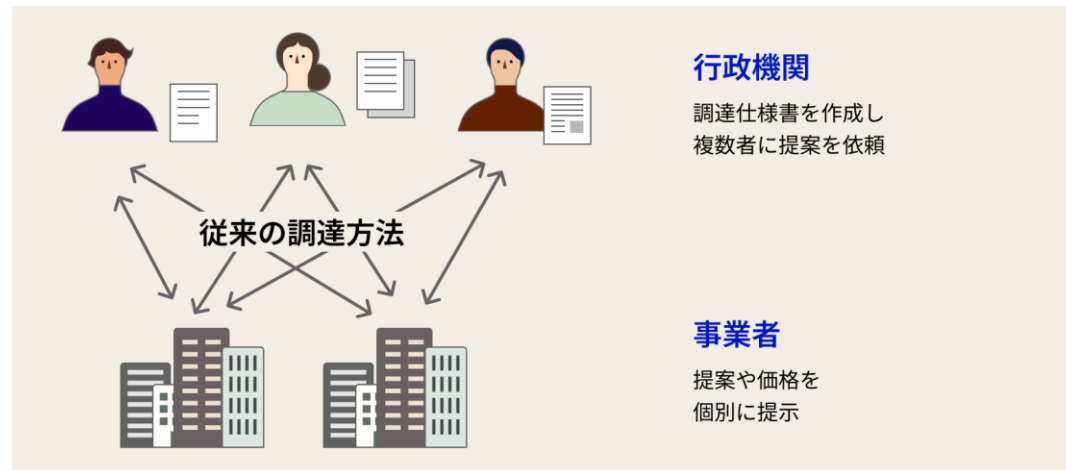
デジタルマーケットプレイス（DMP）とは

【取組の目的】

行政機関のクラウドソフトウェア（SaaS）調達迅速化と多様なベンダー参入による調達先の多様化

通常の情報システムに関する契約

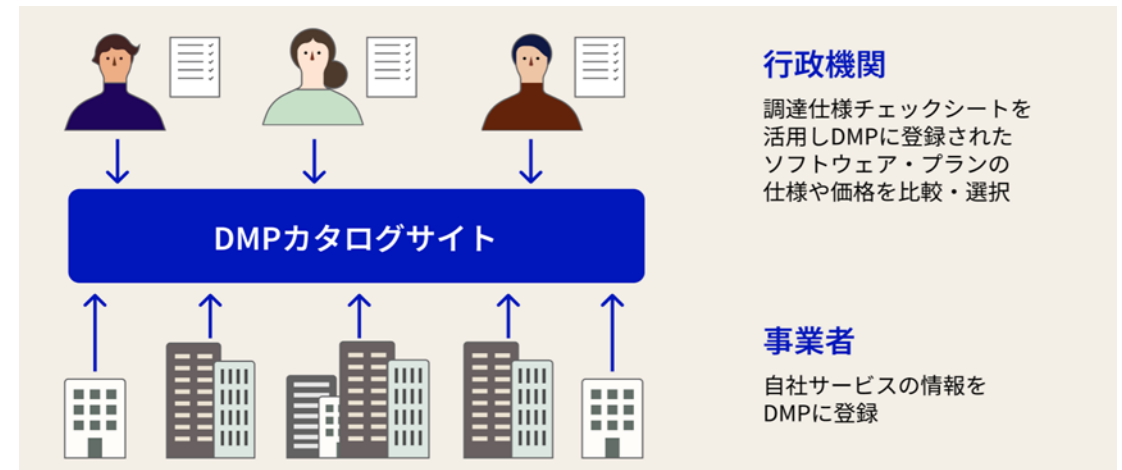
調達の都度、行政機関の調達仕様に対して、複数社が提案と価格を提示し、両面から最も優れた事業者が落札します。
（総合評価方式）



課題：調達期間が長く、手続が官民双方で負担に
参入障壁が高く、市場の透明性が低い

DMPによるIT調達

デジタル庁とあらかじめ基本契約を締結した事業者が、デジタルサービスを登録するカタログサイトを設け、そのサイトより各行政機関が最適なサービスを選択し、個別契約を行う調達手法です。



目指す姿：調達期間を短縮、官民双方で調達を簡素に
市場の透明性を高め、多様な事業者参入を促進

DMPにおける調達対象

クラウドソフトウェア（Software as a Service, SaaS）とその導入支援サービスをセットで調達

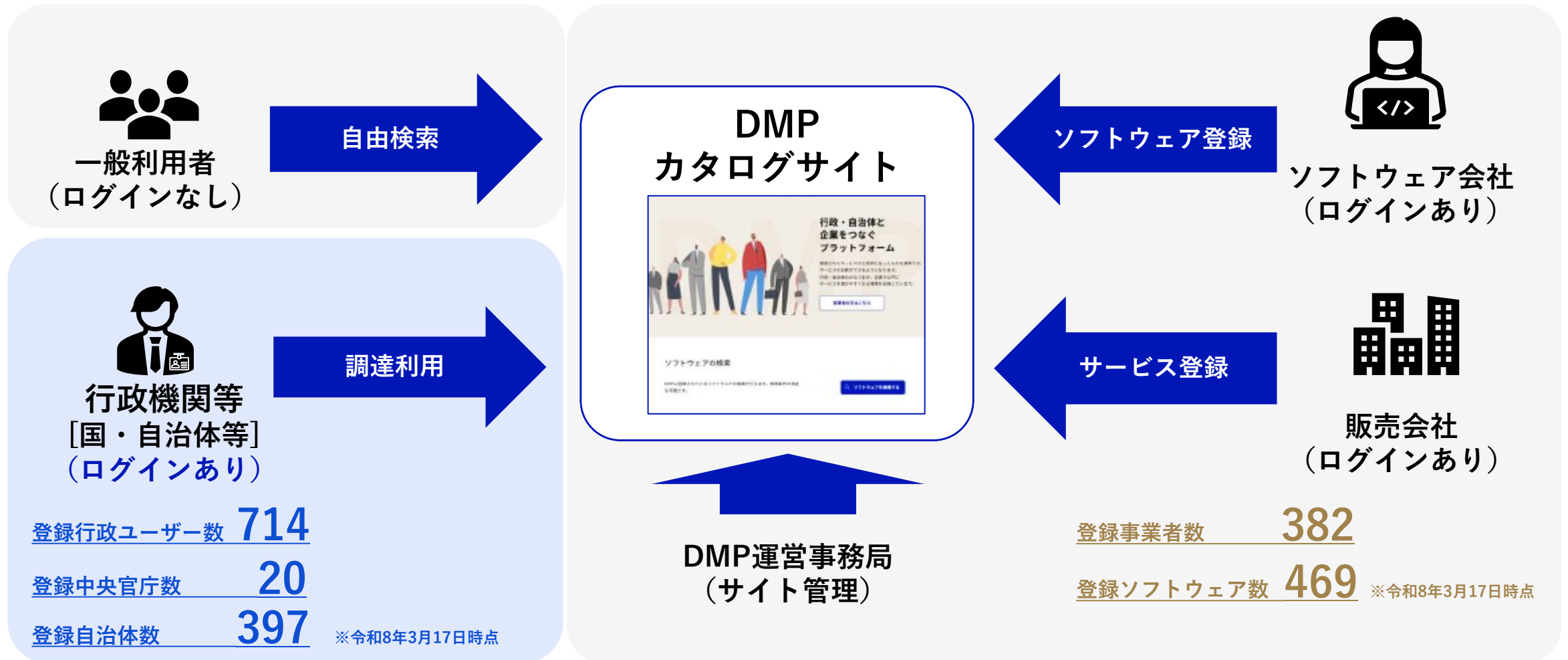
| 調達対象 | 政府の調達手法 |
|------------------------|--------------|
| クラウドソフトウェア（SaaS） | DMPで対応 |
| クラウドサポート（導入支援） | |
| クラウドホスティング（IaaS, PaaS） | ガバメントクラウド等 |
| 受託開発・運用・ユーザーリサーチ等 | 一般競争入札等による調達 |

【調達対象外について】

- ✓ 非業務目的で使用するサービス（ゲーム、エンターテインメント等）は対象外。
- ✓ ハードウェアを含む調達は対象外。IoTデバイス等、ハードが必要なSaaSはソフトウェアライセンスのみが対象。
- ✓ 事業者による開発が必要なSaaS（ローコード開発ツール等）は、受託開発部分は対象外。（ライセンス購入は可）

DMPカタログサイトについて

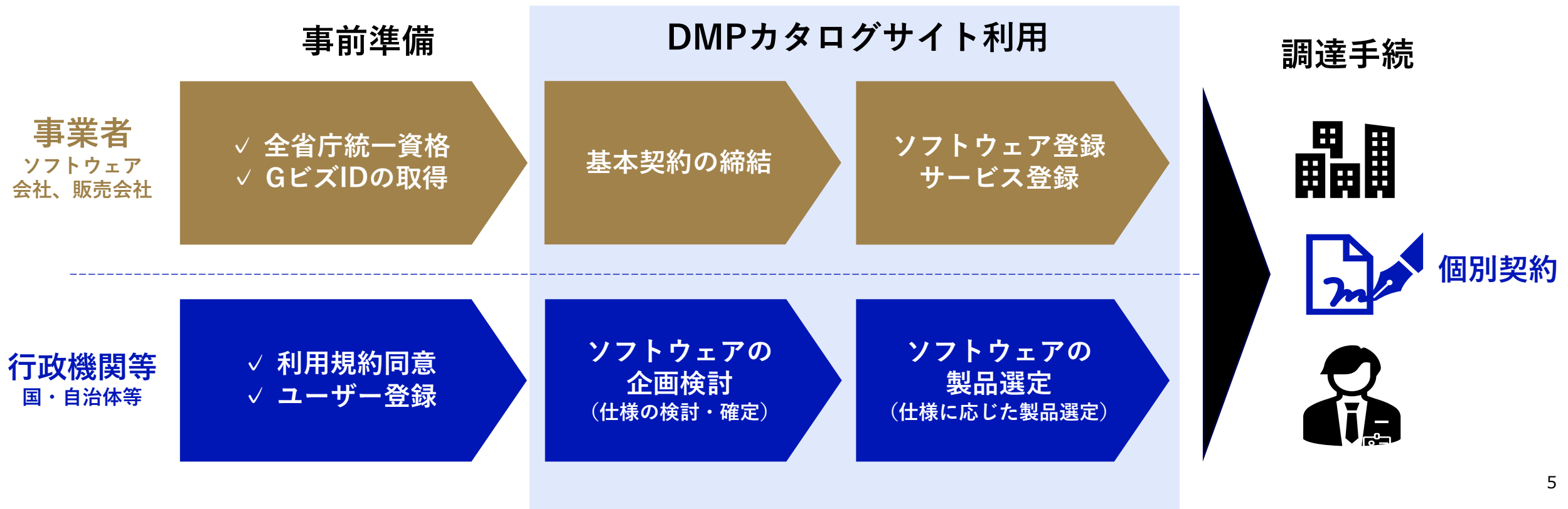
DMPカタログサイト：<https://www.dmp-official.digital.go.jp/> (PCブラウザのみ)



デジタルマーケットプレイスを利用した調達

DMPカタログサイトを利用して検索し製品選定した結果、

- ・ **複数者**選定となれば、会計法^(※)第29条の3第3項に基づく「**指名競争入札**」を行い、
- ・ **1者**選定となれば、会計法^(※)第29条の3第4項に基づく「**随意契約**」により**個別契約**を締結となる。



(※) 自治体の場合、地方自治法施行令を根拠として、複数者選定となれば、「指名競争入札」、「1者選定」となれば、「随意契約による個別契約」となる。

デジタル庁

Digital Agency